

ご存じですか？「埼玉県思いやり駐車場制度」

この制度は、歩行が困難な方などのための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方などが対象です。

令和7年4月から、双子、三つ子などの妊産婦の方が産後3年までご利用いただけるよう利用証の有効期間を延長しました。詳しくは県ホームページをご覧ください。



利用者証種類	車椅子使用者	障がいのある方、要介護高齢者など	妊産婦、けが人など
利用証デザイン			
有効期間	なし（要件に該当しなくなるまで）		あり
区画の利用方法	「車椅子使用者用駐車区画」（幅員 3.5m 以上）を優先利用 	「優先駐車区画」（幅員 3.5m 未満）を優先利用 ※「優先駐車区画」がない駐車場では、「車椅子使用者用駐車区画」の利用も可（区画に余裕がある場合に限る）。 	

●制度内容についての問合せ窓口 埼玉県福祉政策課 ☎ 048-830-3223

●利用証の申請窓口 健康福祉課 福祉グループ ☎ 049-299-1756

簡単で便利！スマホで確定申告・キャッシュレス納付

スマホとマイナンバーカードがあれば、税務署へ行かずに、いつでもどこでも所得税などの確定申告書を作成・提出できます。

また、国税の納付は納付書も現金も不要なキャッシュレス納付が簡単・便利です。

ぜひご利用ください。



▲
確定申告書
などの作成



▲
キャッシュレス
納付

税を考える週間



11月11日(火)～17日(月)は、「税を考える週間」です。「これからの社会に向かって」をテーマとして、国民の皆さんに国民生活と税の関わりを理解してもらい、納税意識の向上を図ることとしています。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



11月はケアラー月間です

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている方です。



ケアラーが孤立することのない社会を目指し、県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発を行っています。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

